

鹿屋市告示第 350 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、肝付町と協議し、別紙のとおり規約を定め、笠野原地区水利施設管理強化事業に関する事務を受託する。

令和 8 年 7 月 3 日

鹿屋市長 郷原 拓男

1 内容

鹿屋市と肝付町との間における笠野原地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する規約

2 理由

令和 8 年度より肝付町から笠野原地区水利施設管理強化事業の事務を受託するため

3 施行日

令和 8 年 7 月 3 日

4 適用日

令和 8 年 4 月 1 日

5 規約

別紙のとおり